

# 1 地域発ソフトパワー発信・活用の強化

○放送局や番組製作会社が各地の物産・観光資源等を紹介するコンテンツを製作し、国内外の放送局やインターネット等を介して広く発信するモデル構築を支援するとともに、著作権の円滑な処理の促進や不正流通の監視、新たなメディアの開拓等と併せて、国内外におけるコンテンツ流通を促進。

52億円

## ① 放送コンテンツの製作・流通の促進

地域の自然、文化、食、観光等地域に根ざしたコンテンツの製作と、海外展開等新たな流通経路を介し、その発信に取り組む事業者(地域の放送局及び番組製作会社等)を支援し、コンテンツの国内外への流通促進を図る。

## ② 放送コンテンツの権利処理の円滑化の促進

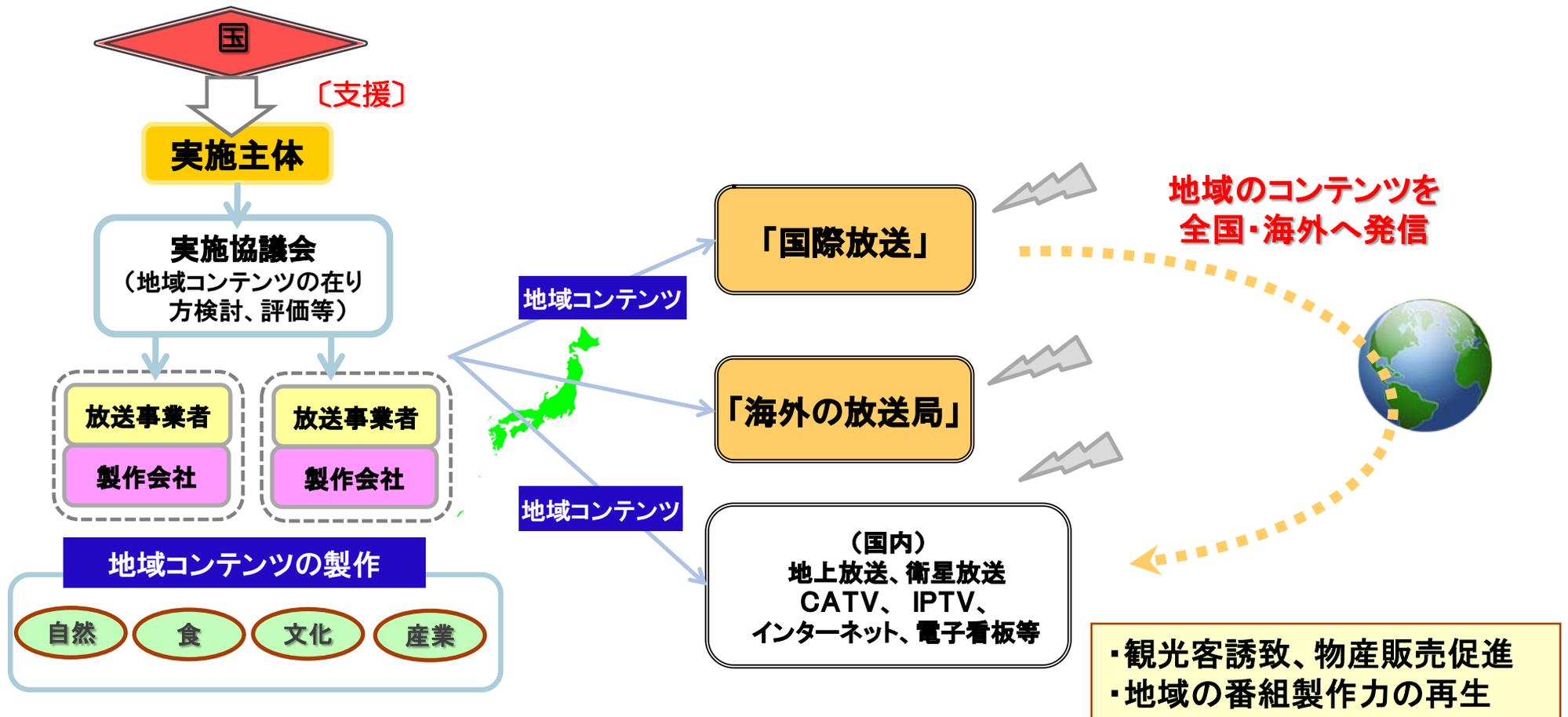
コンテンツの国内外への流通促進の実現のためには権利処理が必要。放送コンテンツのマルチユース展開の基盤として、権利処理の一元化を促進するための実証実験を行う。

## ③ 放送コンテンツの不正流通に関する監視・通知システムの検証

コンテンツの海外展開の際に阻害となる「コンテンツのネット上での不正流通」について、共同監視や通知を行うシステムの実現に向けた検証を行う。

# 1-① 放送コンテンツの製作・流通の促進

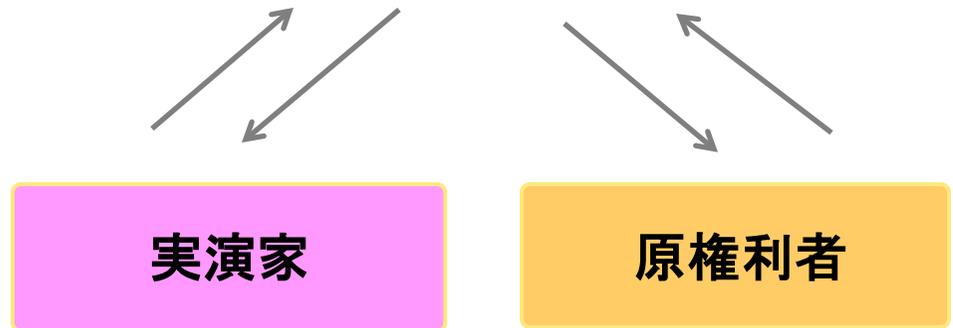
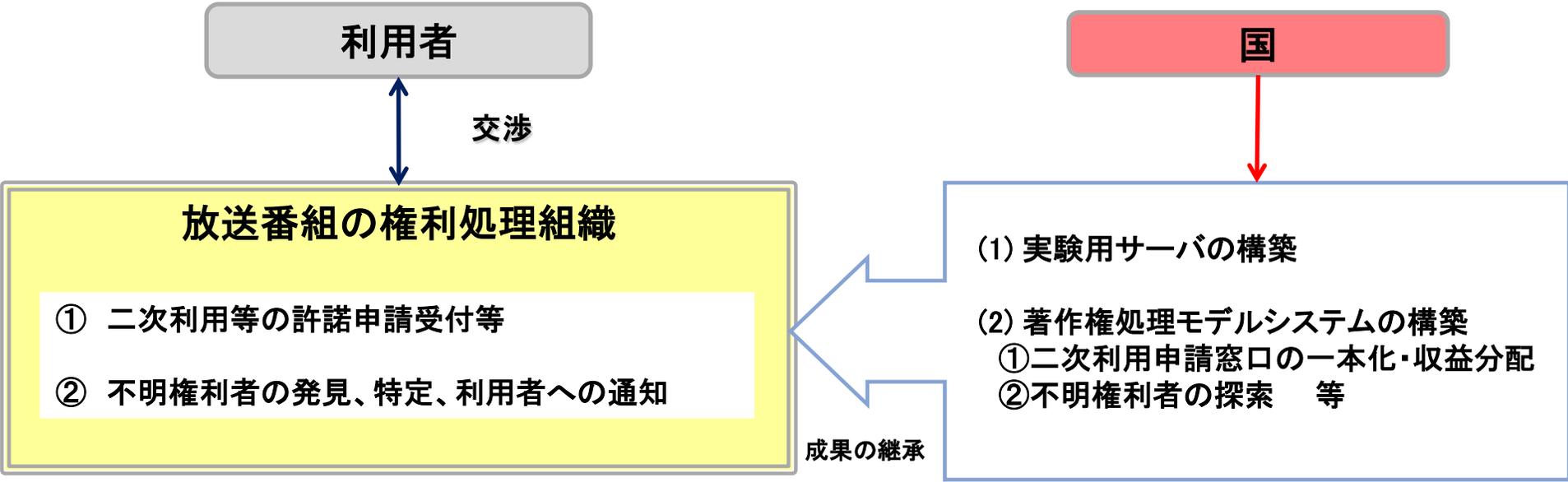
○放送局や番組製作会社が各地の物産・観光資源等を紹介するコンテンツを製作し、そのコンテンツを、地上放送、衛星放送、国際放送、海外の放送局、IPTV、インターネット等を介して、全国各地及び海外に発信するモデルを構築し、新たなメディアの開拓等と併せて、国内外におけるコンテンツの流通促進を図る。



(地域の自然、文化、食等をコンテンツ化したもの)

# 1-② 放送コンテンツの権利処理の円滑化の促進

- (1) 現在、放送番組について、複数の団体が行っている権利処理業務の効率化を図る。
- (2) 権利処理コストの削減等を通じて、インターネット等における放送番組流通を促進。



# 1-③ 放送コンテンツの不正流通に関する監視・通知システムの検証

## ○放送コンテンツの海外展開上最もネックとなる「ネット上の不正流通」について、監視、警告に関する実証実験。

### ●「知的財産推進計画2008」(2008年6月18日知的財産戦略本部)〔抜粋〕

本編・第2章 知的財産の保護／Ⅱ. 模倣品・海賊版対策を強化する／4. インターネット上での対策を強化する

#### (2) インターネット上の海賊行為への対策を強化する

##### ① 海外の動画共有サイトにおける違法コンテンツの排除を働き掛ける

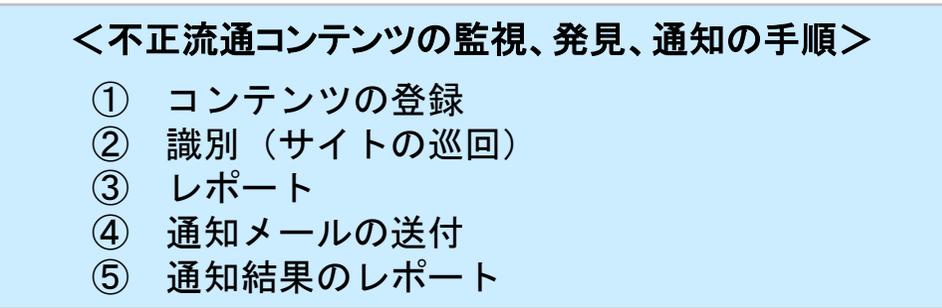
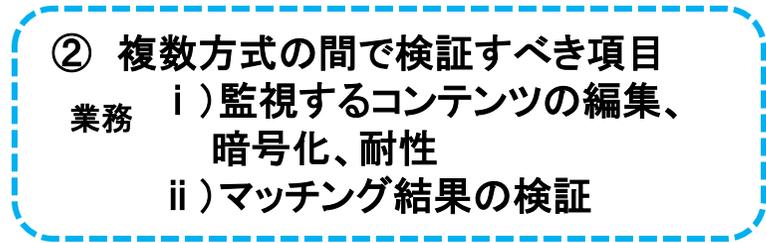
海外の動画共有サイトに掲載されている我が国のコンテンツビジネスを阻害するような違法コンテンツを円滑に排除し、コンテンツの流通を促進するよう、2008年度において、日本のコンテンツ事業者が容易に排除を要求できる枠組みや技術的手段の導入などについて、官民挙げて対象国に要請するなどし、その結果を取りまとめる。(内閣官房、総務省、外務省、文部科学省、経済産業省)

##### ② 違法コンテンツ配信の根絶に向けた取組を推進する

iii) コンテンツ提供事業者に対し、適法配信サイト識別マークの付与や違法コンテンツ排除のための技術的手段の活用を促す。(総務省、文部科学省、経済産業省)



調査、モデルの検証支援



## 2 教育分野におけるデジタルコンテンツの充実・活用等の促進

○教育分野等において、高速インターネット等を活用し、高品質の「放送コンテンツ」の配信等に関する実証実験を行い、コンテンツ発信・流通の成功モデルを創出するとともに、デジタルコンテンツの充実・活用を促進

